各 位

会 社 名: 株式会社レナウン 代表者名: 代表取締役社長 北畑 稔

(コード番号 3606 東証第一部)

問合せ先: 広報・IR室長

櫻井 慎吾

(TEL 03-4521-8089)

# 当社子会社における固定資産の取得に関するお知らせ

当社子会社である RENOWN I.F.G. HONGKONG LIMITED は、本日開催の同社取締役会において、以下のとおり、固定資産(以下「本資産」といいます。)を取得(以下「本取得」といいます。)することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、同日開催の当社取締役会においても、当該固定資産の取得について決議いたしま したので、併せてお知らせいたします。

#### 1. 当社子会社の概要

(1)	名		称	RENOWN I.F.G. HONGKONG LIMITED
(2)	所	在	挥	香港中環雲咸街 60 号中央広場 23 F
(3)	代表者	の役職・	氏名	Director 長谷川 真澄
(4)	事	業内	容	衣料品及び雑貨の販売、商標権の管理
(5)	資	本	金	300,000 香港ドル

#### 2. 取得の理由

アパレル・ファッション業界におきましては、消費者の節約志向が依然として根強く、 全般的に厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社は、平成29年に当社が公表した中期経営基本方針に基づき、企業価値の向上に取り組んでまいりましたが、当社としては、より一層の企業価値の向上を図るべく、主要ブランドへの選択と集中による業績向上を経営課題として認識しております。

当社の主要ブランドであるアクアスキュータムに関しては、既に商標ライセンスを付与されておりますが、このたび、経営資源の集中を図り、年々増加するライセンスコストを削減するとともに、より積極的な投資活動を行うべく、RENOWN I. F. G. HONGKONG LIMITED が

本資産を取得することといたしました。

本取得により、当社グループの更なる成長と発展がもたらされるよう努力してまいります。

# 3. 取得資産の内容

資産の種類	予定取得価額
商標権	50,000,000 US ドル

## 4. 譲渡人の概要

(1)	名称	Aquascutum Limited
(2)	所 在 地	香港中環雲咸街 60 号中央広場 23 F
(3)	代表者の役職・氏名	董事局主席 邱晨冉
(4)	事 業 内 容	商標権の管理
(5)	資 本 金	2香港ドル
(6)	設 立 年 月 日	1994年3月17日
(7)	発 行 済 株 式 数	1 株
(8)	大株主及び持株比率	奔活有限公司 50% Diagram Ltd. 50%
		資本関係 該当事項はありません。
		当該会社の取締役2名が当社の取締役を 人 的 関 係
(9)	上場会社と当該会社	人 的 関 係 兼任しております。
	と の 間 の 関 係	取引関係 該当事項はありません。
		関連当事者へ 当該会社は当社と同一の親会社をもつ
		の 該 当 状 況 会社であり、関連当事者に該当します。
(10)	純 資 産	134,953 香港ドル(2017年3月末時点)
(11)	総 資 産	328,874,056 香港ドル(2017年3月末時点)

## 5. 取得の日程

(1)	取締役会決議日	平成 29 年 12 月 26 日
(2)	契約締結日	平成 29 年 12 月 26 日
(3)	取得予定日	平成 29 年 12 月 28 日

### 6. 今後の見通し

当該固定資産の取得による当社の当連結会計年度における連結業績への影響は、軽微であります。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

#### 7. 支配株主との取引等に関する事項

本取得は、RENOWN I.F.G. HONGKONG LIMITED と、当社の親会社である山東如意国際時尚産業投資控股有限公司(以下「山東如意国際」といいます。)の子会社である Aquascutum Limited との間で行われるため、当社の子会社と支配株主その他施行規則で定める者との取引に該当します。

当社は、平成29年9月20日付コーポレートガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定めるとおり、親会社との取引等を行う際において、親会社の影響を受け、親会社に不当に有利な取引、投資、事業展開を行うことがないように努めております。

本取得にかかる取引条件は、第三者との通常の取引条件と同様に決定しており、当社は、本取得は、山東如意国際から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

本取得にかかる当社及び RENOWN I.F.G. HONGKONG LIMITED の決議においては、少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じております。

#### (1) 公正性を担保するために講じた措置

当社は、本取得の公正性を担保することを目的に、当社の独立役員 3 名に対し、本取得の目的、本取得の方法、本取得の条件及び本取得の決定手続の観点から、本取得が当社の少数株主にとって不利益でないか意見を照会しております。また、当社は、当社、RENOWN I.F.G. HONGKONG LIMITED 及び山東如意国際と利害関係を有しない第三者を選定し、当該資産の算定評価を依頼しております。

当該独立役員は、当該照会事項の検討にあたり、当社から本取得の目的及び本取得の方法を選択した理由について説明を受けるとともに、当該第三者による本資産の算定結果の精査を行い、当該第三者に対して質疑応答を行っております。当該独立役員は、かかる検討を前提として、本取得の目的の合理性、本取得の方法の合理性、本取得の条件の公正性及び本取得の手続の公正性が認められることから、本取得が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見書を提出しております。

### (2) 利益相反を回避するための措置

利益相反のおそれを回避するため、当社と山東如意国際の役員を兼務する邱亜夫氏及び白文会氏、並びに Aquascutum Limited の役員を兼務する孫衛嬰氏及び邱晨冉氏は、本取得にかかる当社取締役会の審議及び決議に一切参加しておりません。なお、RENOWN I.F.G. HONGKONG LIMITED の取締役会には、山東如意国際の役員を兼務する者は存在いたしません。

以上